

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録（11年3定）			
日 時	平成11年 9月24日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時32分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、佐々木（勝）副委員長、横田・新谷・見楚谷・佐藤（次）・北野・中畑・斉藤（陽）各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に横田・斉藤（陽）両委員を指名。付託案件を一括議題とする。

この際、理事者より報告を求める。

「職員の懲戒処分等について」

○ 総務部長

消防職員の道路交通法違反に係わる処分等について、当時予防課長、現市民消防防災研修センター主幹が、8月5日、勤務を終え帰宅して、自家用車で麻雀荘に行ったが、相手がいなかったため、車でビールを飲み、その後さらにお酒を飲んで自家用車を運転して帰宅途中、道道臨港線勝納交差点を右折した際、反対車線に侵入し、停止したところを小樽警察署員に身柄を拘束されたものである。8月5～6日、小樽警察署で事情聴取を受け、8月10日に供述調書を本人が確認の上、署名・押印をした。8月26日に小樽簡易裁判所において、酒気帯運転により罰金4万円の言い渡しを受けた。本人は9月9日付で停職2カ月の懲戒処分をしたところである。また、管理・監督責任の立場から消防長並びに消防本部次長について訓告の措置をしたところである。この度の不祥事により、公務員として信頼を失ったことについて申し訳なく思っている。今後、二度とこのようなことのないよう、さまざまな機会を捉えて職員の綱紀粛正について周知徹底を図りたい。

○ 委員長

「平成10年度における行革実施状況と財政効果について」

○ (総務)宮腰主幹

(資料に基づき説明)

「公共施設の管理運営等の見直し」では「管理運営の民間委託の推進と施設の効果的活用の観点から、財団法人の設立について検討したが、行政補完型の法人設立については知事の許可を得ることが難しいこと、仮に法人設立の許可を得たとしても、設立に際し市から多額の出資が必要であり、また事務量も増大することなどから、管理公社の設立による効果は必ずしも大きいとは言えず、公共施設管理運営のための財団法人の設立は適当ではないという結論になった。

「公共工事のコスト縮減」では、技術基準等の見直し、設計手法の見直し、公共工事の平準化の推進等により、平成8年度発注の標準的な表示コストと比較して約1億4,000万円の縮減をした。次に「広域行政の推進」について、広域観光の充実では、後志管内20市町村で構成する後志スタンプラリー実行委員会によるスタンプラリーを実行した他、小樽市から稚内市までの日本海側に位置する18市町村で構成する、日本海オロロンライン観光開発推進協議会による観光キャンペーン、小樽市から函館市の日本海側に位置する27市町村及び地区観光連盟で構成される、日本海追分ソーランライン推進協議会による観光宣伝等を行った。

「ごみの広域処理の検討」については平成10年4月に北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会を発足し、広域処理に向けた検討がされている。

○ 新谷委員

体育館の個人使用について

使用時間は何時からか。

○ 総合体育館長

午前の部が9時から12時、午後の部が1時から5時、夜間の部が6時からとなっている。

○ 新谷委員

実際に出る時間はもう少し早いと聞くがどうか。

○ 総合体育館長

それぞれの終了時間の 30 分前に放送で案内し、10 分前にもさらに放送をかけて時間までに退館するようにアナウンスしている。

○新谷委員

市民から午後の部の終了時間をもう少し延長してほしいと要望があるがどうか。

○総合体育館長

次の時間帯の準備や前の時間帯の後片づけがある。特に午後の部から夜間の部の間の 5 時から 6 時はバトミントンやバスケットボール等の準備があり無理だと思う。

○新谷委員

他都市においても、入れ替え時間があるところで、例えば札幌市で 30 分、苫小牧で 40 分、旭川や函館では 1 時間だがぎりぎりまで使わせている。せめて 5 時ぎりぎりまで延ばす事はできないか。

○総合体育館長

5 時までに退館してほしいとアナウンスしているので、5 時まででは使用できる。

○新谷委員

第 3 体育室は 90 % が卓球に使われており入れ替えの必要がないので、せめてここだけでも使わせることはできないか。

○総合体育館長

嘱託職員の休憩時間になっているので、第 3 体育室を開放すると窓口も対応しなければならず、管理上困難であり、また、他の種目との公平さを考えても難しい。

○新谷委員

市民から要望があるので検討してほしい。また、個人利用の使用料について、旭川や苫小牧ではすべて無料であり、札幌市では今年 4 月から中学生以下は無料とした。全体的に無料化の方向に進んでいるが、小樽市の場合、入れ替えのたびに使用料をとっているのか。

○総合体育館長

それぞれの時間帯で料金をいただいている。

○新谷委員

せめて続けて使用する場合、1 回の使用料にすべきではないのか。

○総合体育館長

そのような方には回数券もあり、次の時間帯も使いたければ待っていただくこともできるのでそのように利用してほしい。

○新谷委員

ボールは個人には貸さないのか。

○総合体育館長

原則としてボールやラケット等消耗品的なものは各自持参としているが、例えば初めて来た方等には事情をよく説明し、ケースバイケースで貸すこともある。

○新谷委員

忘れてきたときに快く貸してくれないとの苦情もきているので、ぜひ貸してほしい。

授業料補助制度について

例えば親が失業して学費が払えなくなった場合補助するという国の方針が決まったが、小樽市においてこのようなケースは何件程度あるのか。

○学務課長

私立の小中学校は小樽市になく、そのようなケースがあるかは把握していない。高校については市として授業料補助制度はないが、道にはある。ただどの程度利用されており、また親の失業によりやめた生徒がいるかどうかは把握していない。

○新谷委員

来年度からの制度であるが、市民も知らないことが多いのでぜひアピールしてほしい。

入学準備金の貸し付け制度について

現在就学援助は月 7,000 円となっているが、入学時、私立高校では制服代も含め 30～35 万円かかり、公立高校でも 4 月には 15～16 万円の支度金が必要になる。就学援助の申請も増えており、生活と健康を守る会の報告でもサラ金相談の 2 割が入学準備金とのことである。入学準備金の貸し付け制度の要望も出ていると思うがどうか。

○学務課長

一般的な高校の就学援助に関して要望は出ているが、入学時に限った話は聞いていない。

○学校教育部長

3 年前、守る会から私学高校生に対する貸付金制度の要望があった。

○新谷委員

ぜひ市としても貸し付け制度を検討してほしいがどうか。

○学校教育部長

要望は分かるが、奨学金制度も財政的に大変であり、現在歳出予算は 600 万円弱となっているが、毎年約 300 万円程度基金を取り崩している状況であり、検討課題といたしたい。

○新谷委員

小・中学校のプール学習について

プールが自校にある場合とない場合では時間に差があり、また、高島小学校では子供たちにプールを無料で開放している一方で、その他の子供たちは高い料金でプールに通っている実態もある。児童数の多い小学校等では以前からプール建設の要望が出ているが、建設できない理由を示せ。

○学校教育部長

現在我々は 21 世紀プランで社会体育施設としてのプールを整備したいという計画がある。各学校にプールがあるのは望ましいが、プール授業は年間で 2～3 カ月であり、実態面からいっても民間プールや市営プールでなんとか対応できているので、学校プール単独で建設するのは極めて難しい。我々としても検討課題として押さえていきたい。

○新谷委員

防災対策について

老朽危険校舎 3 校が災害時の避難場所になっているが、住吉中学校のようにコンクリートが剥がれ落ちたり雨漏りするような状態で、市民は非常に不安を感じている。市民が安心できるように改修は進んでいるのか。

○(学教)施設課長

住吉中学校については補修し危険を回避できる状態にしている。ただ、老朽化は進んでいるが危険という校舎は現段階では我々は押さえていない。今後も引き続き施設整備に努めたい。

○新谷委員

以前は老朽危険校舎を 3 校と言っていたと思うがどうか。

○(学教)施設課長

老朽化ということで答弁した。

○新谷委員

菁園中学校でも雨漏りが完全には直っていないので、是非直してほしい。

市民に対する地震対策はとっているか。

○(総務)長瀬主幹

平成 7 年の阪神・淡路大震災後、防災のセクションが独立してできた経過もあるが、災害に対する心構え等について市内全世帯に防災ガイドブックを配布しており、また、避難訓練等も行っているところである。

○新谷委員

平成 7 年から 4 年経っているので、啓発活動を徹底してほしい。

泊原発の 3 号機が建設予定であるが、市として防災体制はどう考えているか。

○(総務)長瀬主幹

道が作成している防災計画上は、原子力防災関係について原子力発電所の近隣の関係市町村の中には小樽市が入っていないということもあるが、避難や病院の関係等について、もし何かあれば当然連絡が来るものと承知している。

○新谷委員

いざ壊れたときなど、放射能に対する不安は大きいですが、その監視体制はあるのか。

○総務部次長

小樽市としての監視体制はない。

○新谷委員

放射能に関する安全性等について情報は公開されているのか。

○総務部次長

我々は常日頃北電に対しそれらの動向をできるだけ公表するように話をしているが、漏れたときには当然報告があるのだろうが、現在のところそのようなものはないということで、定期的な報告はされていない。

○新谷委員

今安心だから安全だということではない。ぜひ情報公開をするように申し入れてほしい。また、3 号機の建設を計画しているので、この際、原発に対する防災計画も策定すべきではないか。

○総務部次長

原発に関する防災対策については道が中心となって近隣市町村で策定しているが、小樽市は道における近隣の防災対策の中には入っていないので、小樽市独自で防災対策というのは難しい。

○新谷委員

市民にとっては心配なことなのでぜひ検討してほしい。

NPO 法人について

均等割のみが課せられる法人となるが、減免の措置はどうするのか。

○市民税課長

特定非営利活動促進法により法人格を取得した法人、いわゆる NPO 法人は収益事業を行うかどうかにかかわらず、法人市民税の課税対象にはなっている。収益事業を行わない法人は均等割のみの課税となるが、現時点ではそれぞれの法人の事業内容の公益性等によって、収益事業を行わない法人については総合的に勘案して、減免の対象にはなるが、そのような法人が出てきた時点で個々に判断したい。

○北野委員

防災計画について

避難場所としての学校は、校庭だけではなく校舎も対象となっているのか。

○(学教)施設課長

体育館や教室も対象になっている。

○北野委員

住吉中学校は職員玄関の屋上からコンクリートの破片が落ちてくるということで応急処置をしているが、処置以前から避難場所に指定されていた。危険性を承知せずに校庭があるからということで自動的に指定したのか。

○(総務)長瀬主幹

防災計画は平成 9 年度に全面改定したが、それ以前の昭和 40 年ころの防災計画でも小・中学校を避難場所に指定しており、個別の学校毎に精査はしていなかったと思う。その後小・中学校も老朽化したり改修したりしていると思うが、住吉中学校についても老朽度については把握していなかった。

○北野委員

避難場所に指定している所は安全性等の面で適切かどうか洗い直してほしい。また、学校等で施錠している施設も多いと思うが、夜間に災害が起こった場合どのように対応するのか。

○(総務)長瀬主幹

新防災計画にも示しているが、市職員を開設要員に指定している。学校毎に警備体制も違うが、暗証番号等も含めて開けることができる体制をとっている。

○北野委員

担当職員が不在であることも考えられるが、複数で対応するのか。

○(総務)長瀬主幹

新防災計画上、管理職となっているが、複数ということで指定している。

○北野委員

行革実施状況と財政効果について

何故 3 定の総務常任委員会で年間の報告をするのか。

○(総務)宮腰主幹

年 1 回、前年度までの実施状況を報告しており、本来 6 月ころに報告すべきであったがなかなかまとまらなかったため今回となった。

○北野委員

行革ではあっても総務所管外のものもあると思う。このように突然報告されても他の所管に係わることは聞けない。議会が始まる前に何らかの報告をするように改善できないか。

○総務部長

前回までは第 2 回定例会で報告してきたが、今年は異動が遅かったこと、またできるだけ確定した数字が望ましいので決算数字を使ったため時期が遅れた。指摘の点については我々としては数字がまとまった段階で議会に資料として提出したい。

○北野委員

適切な時期に報告してほしい。

使用料・手数料の見直し分で産業廃棄物処分手数料として、説明があったが、今後事業系廃棄物について使用料をとるという話である。これも行革の一環なのか。

○(総務)宮腰主幹

ごみの手数料も行革の項目に入っている。

○北野委員

正確に答弁してほしい。ごみの有料化の方向が国から打ち出されており、一般廃棄物の事業系ごみを有料化すると環境部も言っているが、これも行革の一環なのか。また、一般家庭の廃棄物も行革の一環で有料化するのか。

○(総務)宮腰主幹

行革の項目としては「事業系一般廃棄物処理手数料を含め、し尿手数料など、廃棄物等関係手数料の改定等について検討する」となっている。

○北野委員

一般家庭の分は入っていないと確認してよいか。

○(総務)宮腰主幹

廃棄物等関係手数料という広い表現になっている。

○北野委員

一般家庭の廃棄物も行革の一環として考えているということか。

○総務部長

使用料・手数料として幅広い表現になっているが、現段階ではそこまで検討していない。

○北野委員

政府はごみ問題の重要な課題として家庭系ごみも有料化せよと言っているが、小樽市としてはその部分も文言として行革の対象となっていると思うがどうか。

○総務部長

文言からいうと含めて考えることはできる。

○北野委員

家庭のごみ処理手数料の有料化はすべきではない。例えばごみ袋代を高くして袋を色分けして分別収集をすることも事実上の有料化になるので、それらも含めて家庭用ごみの有料化は行革の名の下に進めることのないように要望する。

○佐々木(勝)委員

防災対策について

台風 18 号が北海道に上陸するとのことであるが、どのように対応するのか。

○総務部長

明日の午前 9 時に北海道に上陸すると聞いている。災害対策本部の設置には至らないが災害対策連絡室を本日午後 6 時に設置する。これは小規模なもので総務部で対応するが、その他、消防・土木・庁内の各部長には自宅待機ということで周知している。

○佐々木(勝)委員

明日と明後日は休日であるが、関係方面に連絡はしているのか。

○総務部長

各管理職には連絡しているので、今日の常任委員会が終わり次第準備体制に入るものと考えている。

○教育長

学校に対しても、土日は休みだが郊外へ出て行動することもあるので、指示をする準備を進めている。

○佐々木(勝)委員

平成 7 年に我が家の防災ガイドブックが配られたが、作られた経過とその予算を示せ。

○(総務)長瀬主幹

平成 5 年に南西沖地震、平成 7 年に阪神・淡路大震災があり、防災計画の中でも地震対策は扱いが小さかったの

で、早急に市民に周知するという意味で平成 7 年度に急遽予算付けして全世帯に配布した。7 万部作成し、760 万円強の費用がかかっている。

○ 佐々木(勝)委員

その後の防災計画の改定に伴ってガイドブックを再度配布する計画はあるか。

○ (総務)長瀬主幹

ガイドブックの内容について、震度や津波警報の区分の変更等はあるが、全世帯配布するのは予算的にも難しいと考えている。現在、高齢者や障害者等への周知、住民に対しては地域別のマップ等で示す等について予算要求していきたいと考えている。

○ 消防本部次長

消防本部としては高齢者世帯、一人暮らしの老人世帯や体が不自由な人がいる世帯等を対象に、地震に対する日頃の備えや対策、火災時の対策等、活字を大きくして分かりやすい形で防災マニュアルを作成し、各署所に配布している。

○ 佐々木(勝)委員

ガイドブックを 700 万円かけて全世帯配布するのはやめて、変形し高齢者向け等に縮小して作成するというこ

とか。

○ 総務部次長

財政的に可能であれば全世帯配布したいが、消防と連携すれば経費が低く済むので、できるところからやりたいと考えている。

○ 佐々木(勝)委員

ハード面は難しいかも知れないが、ソフト面は手を尽くして情報を公開していくべきと思う。

消防の防災マニュアルはどのように予算化し、どのように作成したのか。

○ 消防本部次長

高齢者・障害者版の防災マニュアルは、予算的には今年の 2 定に災害弱者等安全対策経費として 180 万円つけている。

○ 佐々木(勝)委員

具体的に何冊作成し、どのように配布するのか。

○ 消防本部次長

1 万部作成し、高齢者の世帯、一人暮らしの老人世帯、体が不自由な人のいる世帯等を対象に職員が戸別に配布しており、12 月中に配布を終了する予定である。

○ 佐々木(勝)委員

細かい行き届いた配慮が必要と思うが、消防職員一丸となってがんばってほしい。

行政改革実施計画項目別進捗状況について

小・中学校の適正配置の進捗状況が、「複数ある項目のうちの一部を実施したもの」としてカウントされているが、どのように認識しているか。

○ (総務)宮腰主幹

具体的には小・中学校適正配置基本方針を平成 10 年度に策定しているが、適正配置は終了していないため一部実施にカウントしている。

○ 佐々木(勝)委員

現状をどう認識しているか。

○ (学教)川原主幹

平成 10 年度に基本方針、今年の 8 月に実施方針を策定している。これを受けて今年度中に実施計画にとりかか
りたい。

○ 佐々木(勝)委員

作ったものについてどのように対応していくのか。

○ 教育長

基本方針については平成 10 年に各校長会議や連 P、教育関係団体・職員団体に説明してきた。実施方針につい
ても今年、教育団体、校長会議、PTA の 5 ブロック中 3 ブロックにも説明しており、年度内にも中学校について
の計画を明らかにしたい。

○ 佐々木(勝)委員

適正配置計画については十分な慎重審議をしてほしい。

放課後児童クラブについて

小樽市における学童保育の開設状況を示せ。

○ 社会教育課長

所管は市民部になるが、学校で開設している放課後児童クラブは教育委員会が所管しており、現在 18 の小学校
で 360 名となっている。他の所管分として、9 月 1 日の数字で市民部 2 箇所 52 名、福祉部 1 箇所 19 名、合計
431 名となっている。

○ 佐々木(勝)委員

窓口は分かれているが、ほとんどが学校である。学校に学童保育があることのメリット・デメリットはいろいろ
あると思うが、地域の要求が高いので学校で開設しているのだと思う。今、学校を含めて開設予定はあるか。

○ 社会教育課長

放課後児童クラブに通っている親の会から年 1 回話し合いをしているが、その中で最近望洋台地区に放課後児
童クラブを作してほしいとの強い要望がある。

○ 佐々木(勝)委員

全体的に子供が減っている中、預ける子供の数はどのようにになっているか。

○ 社会教育課長

すべての所管の施設合計で、平成 9 年度 361 名、10 年度 374 名、11 年度 431 名と子供が減っている中、
放課後児童クラブにくる子供の数は増えている。

○ 佐々木(勝)委員

3 つの所管で受け入れる条件が 3 種 3 様であるが、子供はどの所管の施設に行くか選択することはできない。エ
ンゼルプランも関係すると思うが、3 つの窓口を一本化しながら今後の在り方について方向性を示すべきではない
か。

○ (総務)総務課長

現在 3 部に分かれており、事務分掌上は市民部の青少年女性室となっているが、施設の利用実態を考えると教育
委員会の部分が多い。児童福祉法の改正により事業の位置付けとしては厚生省所管ということで、国の縦割り
でいけば福祉部となる。同法の施行が平成 10 年 4 月 1 日ということで庁内の関係部がどのように取り扱うかを議論
しているが、それぞれ調整が難しい状況になっており、総務部が入って調整しているところである。早急にどこ
が窓口になるか詰めていきたい。

○ 佐々木(勝)委員

小・中学校の適正配置も関係してくると思うので、早急に調整し、あるべき姿にしてほしい。

学校給食の衛生管理について

配膳室は衛生管理上非常に重要であるが、実態を示せ。

○ 学校給食課長

学校長に対する文書指導、あるいは実際に出向いて配膳室の整理整頓や衛生管理等の現場指導等を行っている。従来配膳室にはあまり予算がなかったが、平成 10 年から配膳室専用の洗剤や消毒液等の消耗品も予算措置している。また、意識上の問題についても、校長等を通じて配膳員の意識の向上を図るとともに食材の衛生管理の徹底に万全を期している。

○ 佐々木(勝)委員

学校の水質検査について

現在どのように実施しているのか。

○ 学務課長

学校の飲料水については、学校保健法にある学校環境衛生基準に基づいて実施している。水道水の場合、年 1 回定期的に検査を行うとなっており、おおむね 8 項目程度について検査が義務付けられている。小樽の実態としては基準に基づく検査は 5 月に学校薬剤師が行っている。また、夏休み期間中水道をほとんど使用しないので、夏休み明けの 8 月下旬には残留塩素の調査をしている。

○ 佐々木(勝)委員

検査の結果が異常であったことはあるか。

○ 学務課長

平成 11 年 5 月の実施結果についてすでに報告を受けているが、残留塩素や大腸菌等の 8 項目について基本的には問題がなかったが、場所によって 1 ～ 2 箇所、水を出した瞬間さびの色のついた水が出た箇所もあるが、ちょっと水を出せば大丈夫との指導を行っている。

○ 佐々木(勝)委員

老朽化の問題もあるので慎重に対処してほしい。

○ 斉藤(陽)委員

生涯学習につて

施設論的に言えば、生涯学習プラザは博物館や図書館等の社会教育施設のひとつと考えてよい。

○ (社教) 渋谷主幹

文部省の見解では、生涯学習とはあらゆる機会を通じて行われる学習活動を指しており、学校教育や社会教育で行われる学習のように組織的なものではなく、さまざまな活動の中での学習となっている。

○ 斉藤(陽)委員

他都市においては社会教育施設の基幹として公民館があるが、小樽には何故公民館がないのか。

○ (社教) 渋谷主幹

詳しく承知していないが、小樽の成人学校が始まったのは昭和 26 年であるが、その当時は講座等の学習活動を既存の施設の中で実施できたのかと思う。

○ 斉藤(陽)委員

市民の日常生活圏の広がりと整合性を持った施設配置について考えると、図書館・美術館・博物館等は機能分化した形で市内全域をカバーしており、おそらく生涯学習プラザもそのような考え方で 1 箇所なのだと思う。しかし、中心部に 1 箇所、東南部に 1 箇所など、地域の社会教育ニーズに応えるような施設が地域的にも必要だと思うがどうか。

○ (社教) 渋谷主幹

確かに市内各地域にあるのが理想的であるが、生涯学習プラザも永年の要望でようやく平成 7 年度に完成したものであり、新たに他の箇所に設置するのは難しい。コミュニティセンターや町内会館でも地域的な活動を実施しているのでご理解願いたい。

○ 斉藤(陽)委員

社会教育の範疇で社会教育主事等の専門職員を配置して施設整備していくことも必要だと思う。

5 月の広報おたるおしらせ版に各生涯学習講座の開設の案内が記載されているが、それぞれの参加状況や性別・年齢構成を示せ。

○ (社教) 洪田主幹

生涯学習講座は 1 年を 2 期に分けており、5 月は第 1 期の講座である。木版画は 20 名の定員に対し 15 名、絵手紙は 20 名に対し 80 名、新ふるさと紀行は 50 名に対し 81 名、古文書解読は 20 名に対し 20 名の応募となっており、全体で定員 110 名に対し 197 名が応募している。男女別の統計はとっていないが、6 割程度が女性である。年齢は 40 代～80 代と幅広く、平均すると 60 代前半くらいかと思うが、講座によって差がある。

○ 斉藤(陽)委員

197 名の応募者は全員参加したのか。

○ (社教) 洪田主幹

定員の 1 割位は多く受講できるが、あとは受講できないことになる。

○ 斉藤(陽)委員

これらの講座を立案するスタッフは何名か。

○ (社教) 洪田主幹

生涯学習プラザの職員は 5 名であるが、その中の生涯学習推進アドバイザーを中心に講座を決定している。

○ 斉藤(陽)委員

社会教育の分野では、講座の企画や立案等、高度な専門性・独立性を有する社会教育主事が法律上も認められているが、それら専門職の人に十分力量を発揮してもらうことが重要であり、専門職の人員の確保、事務分掌、指揮命令系統を確立する必要がある。現在、小樽市に社会教育主事は何名いるのか。

○ 社会教育課長

社会教育課に 1 名、社会体育課に 1 名となっている。

○ 斉藤(陽)委員

事務分掌はどのようになっているか。

○ 社会教育課長

基本的に社会教育主事は、社会教育を行う職員に専門的立場から指導・助言を与えるものである。具体的には社会教育課の主事は社会教育推進計画の策定、成人教育、社会教育関係団体への指導・助言等を行っている。社会体育課の主事は各種スポーツ講座の企画、スポーツ関係団体への指導・助言等を行っている。

○ 斉藤(陽)委員

指揮命令系統はどうか。

○ 社会教育課長

社会教育課の主事は係長職であり、社会教育課長の指揮管理下、社会体育課の主事は主幹であり、社会教育部長の指揮管理下となっている。

○ 斉藤(陽)委員

4 講座の企画立案には社会教育主事も関与しているのか。

○ 社会教育課長

生涯学習プラザには生涯学習推進アドバイザーがおり企画立案を行っている。社会教育主事は社会教育課にあり、直接は携わっていない。

○ 斉藤(陽)委員

4 講座について、日時は平日の日中に設定されており、通常の勤労者は参加しにくい時間帯であると思うがどうか。

○ (社教) 渋谷主幹

新ふるさと紀行については今まで夜間に開催していたが、参加者が少なく、日中に開催してほしいという声も多かったため昼間に移った経緯がある。また、夜は年 4 期に分けて成人学校を開催しており、かなりの人数が参加している。

○ 斉藤(陽)委員

広い年齢層の応募があったとのことであるが、企画の立案過程で対象になる年齢層や性別は想定しているのか。

○ (社教) 渋谷主幹

若い人は日中はもちろん夜も時間外勤務があつて参加できないなどもあり、昼間の方が人が集まりやすく、アンケートの結果等を見ても 40～50 代の子育てを終えた主婦や定年後の男性等の参加が多いため、どちらかといえばそのような人を対象に企画している。

○ 斉藤(陽)委員

成人学校では夜の講座があるとのことであるが、一般の勤労者は仕事が忙しければ忙しいほど生涯学習の機会を求めていると思うので、できれば夜間にそのような人を対象にした講座内容を検討してほしいがどうか。

○ (社教) 渋谷主幹

講座を増やすのは難しい状況にあるが、検討課題といたしたい。

○ 横田委員

地域防災対策について

地域防災計画によると、津波警報が発令されたとき、震度 5 以上の地震が発生したとき等に、庁内本館 2 階応接室に災害対策本部を設置することとなっているが、即座に設置できる電話回線数や無線機の端末数等、災害に対応できる設備の状況を示せ。

○ (総務) 長瀬主幹

電話回線は平成 5 年から整備を進めており、現在 5 回線となっている。無線装置は設置していないが、隣の総務部長室に F M おたるとの連絡を行う機器を入れている。現在小樽市としてまとまった無線局は持っていないので、個別に消防・土木・水道・港湾・観光等で整備している。

○ 横田委員

電話は内線電話か。

○ (総務) 長瀬主幹

そのとおりである。

○ 横田委員

災害対策本部は多くの電話回線があつたり無線によりいろいろな情報が入ってきて、本部長が確認しながら適切な判断を下すのがあるべき姿だと思う。内線電話しかなければ、災害時に電話が集中することも予想されるが、災害対策本部に直通電話を設置する考えはあるか。

○ (総務) 長瀬主幹

夜間は当直室で切り替えて直通ようになる。また、現在総務部長や防災担当など、携帯電話での連絡体制も進めているところである。

○横田委員

本部が建物崩壊等で機能を全うできない場合、消防庁舎 6 階が第 2 次の災害対策本部になるが、ここには応接室と同等の設備はあるのか。

○(総務)長瀬主幹

広さはあるが、電話回線は 1 回線しかない。

○横田委員

機器がないとまったく対応できない可能性もあるので、ぜひ検討してほしい。また、災害時に有効な対策を立てるためには多くの情報を収集し、的確に分析することが重要である。N T T 回線で情報を収集する場合、大災害の時は回線が寸断されることも懸念されるが、小樽市における情報収集体制を示せ。

○(総務)長瀬主幹

確かに N T T 回線が不通になった場合、現状の体制では心もとないようにも思うが、現在携帯電話等の整備をしており、無線についても土木・水道等は所有しており、まだ直接本部に連絡が来る体制にはなっていないが、それぞれの所管の中で情報を収集し、本部に連絡するという体制で進めたい。

○(消防)総務課長

現場では消防の指揮者が連絡担当者として情報を収集しており、携帯電話での連絡も含め、消防の無線等も有効活用した情報収集も可能と考えている。

○横田委員

消防所員が現場にいれば連絡体制は確立されると思うが、携帯電話も基地局が倒壊して不通になる、あるいは安否を気遣う電話により回線がバンクすることもありえる。他都市ではアマチュア無線クラブと防災担当が連携をとり、災害時には情報を提供してくれるところもあり、また、防災訓練等にもアマチュア無線局が参加している例もある。小樽にもアマチュア無線家は多いと思うが、情報を的確に素早く収集できるよう連携をとってほしい。

震度 4 以上の地震や津波警報時には職員が自主参集することになっているが、直近の地震や津波警報の際、職員はどの位自主参集したのか。

○(総務)長瀬主幹

平成 5 年の南西沖地震の際は総務部総務課が防災担当であったので、総務部の職員が集まり、その後各部の部長が自主参集し、助役・市長との連絡をとったと記憶している。

○横田委員

震度 6 弱以上になると第 3 次非常配備体制がとられ、震度 6 以上になると橋が落ちたり道路が陥没したりと車輛等交通機関が使えなくなると思うが、職員参集について何か対策は考えているか。

○(総務)長瀬主幹

市役所に災害対策本部を設置するので、市役所に徒歩で参集できる人は徒歩で参集し、また各避難所に参集できる人はするなど、それぞれの職員と本部・避難所の距離等を把握しており、また、初動体制も含め各部における連携の中で動員体制を決めている。

○横田委員

本部に参集できない場合でも地域の避難所に参集するよう職員に徹底してほしい。また、必ず出てこなければならない職員もいると思うが、徒歩での非常参集訓練等は行ったことはあるか。

○(総務)長瀬主幹

平成 9 年 1 月に管理職を中心に避難所の開設を含めて非常参集訓練を行った。また、今年の 1 月に消防と総務部

防災で、阪神・淡路大震災の発生時刻を基準とした職員の参集訓練を行っている。

○横田委員

徒歩参集で必要な人数が集まるまでの所要時間はどの程度であったか。

○(総務)長瀬主幹

平成 9 年の訓練は資料を持っていないが、市役所の庁舎から 2 キロ以内の職員、また部長職は出てこれる人の参集となっており、時間のずれは若干あるが、約 30 分くらいで招集できたと思う。

○横田委員

大規模な災害が発生した場合、自衛隊の派遣を要請することになっているが、手続きの方法は確立されているか。

○(総務)長瀬主幹

市長が道を通じて派遣要請をすることになっているが、小樽市においても 4 年ほど前の豪雪の際に自衛隊に応援要請した経過はあり、手続きは 1 度経験している。

○横田委員

道レベル・支庁レベルの訓練には自衛隊も参加しているようであるが、小樽市独自の訓練時に自衛隊の参加要請はしているか。

○(総務)長瀬主幹

小樽市においても総合防災訓練を毎年 9 月 1 日前後に行っているが、自衛隊に参加してもらったことは今のところない。市内の防災関係機関やライフライン機関、庁内部局等の枠内で実施している。

○横田委員

災害発生時の消防体制を示せ。

○(消防)総務課長

災害が発生した際、もっとも早く情報が入るのは消防本部である。災害情報を受けた段階で市内各署に配置されている消防隊を現地に急行させ、必要に応じて消防団員も含めて市内各部、庁内の防災関係機関にも早急に連絡し、市民の生命・財産を守るべくすみやかな対応をとることになっている。さらに災害の規模等によっては非番職員も含めた全員招集まで段階的な増強体制をとっている。

○横田委員

国旗・国歌問題について

9 月 18 日付の道新に「今春の小中高入学、卒業式で君が代斉唱、日の丸掲揚率が全国的には上がっているが、北海道は 47 都道府県中最低」との記事が載っていた。小樽市は道内でも特に低いと聞くと、道内各市の状況は承知しているか。

○(学教)小澤主幹

道としてのまとめた数字は承知しているが、各市の分は承知していない。

○横田委員

何故北海道だけが際立って低いのか、何故小樽が特に低いのか等について分析はしているか。

○指導室長

我々も日頃から国際社会に生きる子供たちに正しい国旗・国歌観を持つように指導しているが、教師 1 人 1 人の国旗・国歌への思いや過去の経緯等もあり、学校でも卒業式・入学式に向けて努力をしているが、なかなか難しい現状にある。

○横田委員

新聞で、「君が代の『君』についての政府見解等を資料にして各都道府県に配布した。

これらを有効に活用し、君が代斉唱に反対している教職員の指導を徹底させる」とのくだりの記事があったが、こ

の資料は届いているか。

○指導室長

具体的な指導を行うための資料集を出したと聞いたが、まだ我々には届いていない。

○横田委員

いずれ小樽市にも届くと思うのでこれを有効に活用して掲揚率・斉唱率を上げてほしい。

手宮西小学校の通学路に北教組の手宮西分会の看板が立っており、その内容は「子供たちに一つの考えを押しつける日の丸・君が代の法制化に反対します」となっている。すでに法制化になっているので以前の看板かと思うが、いまだにそのような看板が立っていることについて教育委員会の見解を示せ。

○指導室長

我々も現地を見たが、おそらく法制化の審議の中で立てられたものと考えている。これまで学習指導要領に基づいて適切に指導してきたが、法制化もされたので一層その趣旨を理解してもらえよう指導していきたい。

○横田委員

この看板は通学中の子供たちの目につくので、逆に言うと国旗・国歌は反対だという意見を子供たちに押しつけることになるようにも思う。

公務員は憲法を尊重する義務があり、地方公務員法でも法令・条例等を遵守すべき、上司の職務命令に従うべきとなっており、教職員が国旗・国歌を認めない、上司である校長の業務命令に従わないというのは、憲法や地方公務員法に抵触しないのか。

○指導室長

公務員として憲法や法令に基づいて職務を遂行しなければならないと思っているが、国旗・国歌の問題については教師個々の思い等がある。ただ、学校現場においては例えば卒業式・入学式等は各学校で教育課程を作成して実施しており、今後一層学習指導要領の趣旨に基づいて適切に指導するよう指導したい。

○横田委員

NHKの調査では国民の8割以上は賛成しているとのことである。新聞に「国歌と国民」というコラムが載っており、日の丸・君が代について書いてあるが、「これまで慣習として国旗・国歌として認められてきているものをようやく法律で後付けた。実際の意味としてはそれ以上でもそれ以下でもない。第一、だからといって具体的な代案も出ようもないので何故こんなに大騒ぎするか分からない」としている。政府見解をはじめ、国旗国歌の重要性を指導してほしい。

○教育長

例えば卒業式では

国旗掲揚率（％）

	全国(札幌除く)	全道
小	99.0	97.1
中	98.5	94.7
高	98.1	98.1

国歌斉唱率（％）

	全国(札幌除く)	全道
小	88.2	44.9
中	84.8	35.3
高	80.1	68.9

となっており、全国・全道でも国旗・国歌でも非常に格差がある。これは学校の先生に国旗・国歌について十分な理解が得られていないことに起因すると思う。今回、国旗・国歌が法として定まったので、我々は教育現場において学習指導要領の精神を主体に先生方の理解を深めるようさらに指導していきたい。

○横田委員

広島的事件があつて以来、広島県の高校の掲揚・斉唱率は3～4倍になった。県教委の努力の結果とのことであ

るが、市でも指導をお願いしたい。

教師の資質について

先日新聞で、学級崩壊の原因の 7 割が指導力不足等教師の資質に起因するものと報道があったが、教育委員会として、授業の内容や学校の経営についてどのように実態把握しているのか。

○指導室長

指導主事が 5 名おり、春先に学校経営訪問という形で各学校を訪問し、経営状態を聞くとともに、いじめ・不登校等の問題についても詳細に聞きながら対応している。また校長会や生徒指導担当の会合等でも指導を行っている。

○横田委員

それは A 式訪問か。

○指導室長

かつて A 式訪問・B 式訪問という言葉があったが、現在はそうに分類しておらず、学校経営訪問、あるいは指導訪問という形で行っている。

○横田委員

東京都では指導力がない不適格教職員に対する研修等を行っており、それによっても指導力の向上が認められない場合、教壇に立たせないとのことであるが、小樽市ではこのような対策は考えているか。

○(学教)総務課長

我々も新聞報道でしか承知していないが、文部省では来年度から 3 年間、10～26 市の政令都市を対象にやっていきたいということであり、まだ調査・研究の段階であり、小樽市としてはまだ動きはない。

○横田委員

確かに新聞でも不適格の定義付け等、課題があるとしていたが、何らかの対策をとってほしい。

2000 年問題について

対策の進捗状況を示せ。

○情報システム課長

大型機械について、9 月 11 日に模擬テストを行った。全部ではないが、重要業務全てを立ち上げてテストし、異常なく終わった。また、オンラインシステムについては、戸籍住民課の端末を立ち上げてテストを行い、異常なく終わった。連絡会議は 9 月 6 日に実施し、各課に 2000 年問題に対応しなければならないものを全てあげてもらい、特に窓口業務に支障がないように管理計画を作って 9 月中に提出してほしいと周知している。

○委員長

質疑終結。

休憩 午後 3 時 13 分

再開 午後 4 時 30 分

○委員長

これより一括討論に入る。

○新谷委員

付託された請願第 8 号について採択を主張し、討論する。法案成立のわずか 10 日前に特別委員会で当時の野中官房長官は、「国民に十分理解されておらない」と述べており、国民の間に広く定着しているという主張は破綻したものである。天皇の名の下、太平洋戦争で 2,000 万人以上のアジア人を殺し、日本人を犠牲にした旗印になったのが日の丸である。採択に反対する方々はこの歴史の事実をどのように見るのか。国民的論議がようやく起きてきたときに国会で自民党・自由党・公明党と民主党の一部がこの法案を強行採決したのは民主主義上、非常に問題である。先程自民党の横田委員の質問に対し、教育長は「教師の理解が深まっていない」と言ったが深まりよう

がないのが当然である。なぜなら政府は君が代の「君」を天皇、「代」を国、「が」を助詞であるとして、日本を天皇の国と言っている。これは憲法で定めた主権在民に明らかに反することである。また、憲法では「思想・信条の自由」を謳っており、憲法を教える教師の理解が深まらないのは当然である。また、国会の審議の中で政府自ら内心の自由を認めている。十分な審議が必要であり、急いでこの法案を決める必要はなかった。

○委員長

討論を終結し、順次採決する。

まず、陳情第 14 号は採決の結果、賛成者がなく、不採択と決定。

次に、請願第 8 号は採決の結果、賛成少数により、不採択と決定。

次に請願第 7 号、陳情第 1 号、陳情第 2 号は継続審査と、いずれも全会一致で決定。

散会宣告。